

各市町村等の介護保険担当課
各介護保険施設等
関係団体 } 御中

岩手県保健福祉部長寿社会課介護福祉担当

【東北地方太平洋沖地震関係】

被災した施設の入所者等の受入れについて

このことについては、平成 23 年 3 月 12 日付け文書等により照会・募集したところ、各施設からお申し出をいただき、現在県においてとりまとめながら、被災した施設入所者の受入れの調整等に活用させていただいているところです。

これまで、災害時における緊急避難的な特例措置として、沿岸部の被災した特別養護老人ホームや養護老人ホーム等から内陸部の施設への移送の調整などを行ったところですが、今後、必要なケアの確保のための受入れ調整が生じるものと考えており、必要に応じて調整させていただきますので、引き続きご協力くださるようよろしくお願いします。

なお、県や市町村の調整とは別に、被災地の施設入所者や在宅要介護高齢者について、個人的な入所相談がある場合にあっては、事情などをご理解いただき、下記にご留意のうえ、対応くださるよう併せてお願いします。

記

- 1 県においては、被災した施設入所者について、現地市町村等と連携のうえ、緊急性・必要性等を勘案して災害時における緊急避難的な特例措置として、他施設への受入れ調整を行っているところです。
- 2 このため、関係機関や施設等の調整が行われていない個人からの入所要請等は特例扱いとはならないことから、沿岸から避難してきた方やご家族から、個別に内陸の施設・市町村等に入所相談等があった場合は、施設と市町村の間で連絡調整を行い、入所要否等を判断のうえ適切に対応願います。
なお、今般の災害対応に当たっては、各種調整等に柔軟な対応が可能とされています。
- 3 県において、各施設から受入れ可能数等を報告いただいているところですが、相談等が寄せられた場合は、県への報告内容に関わらず、施設・市町村において、入所の必要性を判断し、上記 2 により適切に対応願います。
- 4 一時避難者の介護保険サービス利用については、別途発出の平成 23 年 3 月 22 日付け事務連絡「転入を行わない被災者に係る介護サービスの利用等の取扱いについて」を参照願います。

岩手県保健福祉部長寿社会課
介護福祉担当

TEL : 0 1 9 - 6 2 9 - 5 4 4 1

FAX : 0 1 9 - 6 2 9 - 5 4 4 4

MAIL : AD0005@pref.iwate.jp